

<b>事業区分</b>
相談

**平成27年度 事務事業評価シート**

<b>事務事業名</b>	<b>発達相談</b>				所管	健康部	
						保健サービス課	
<b>事務事業の概要</b>	事業の開始・終了年度		[事業開始]	昭和 5 7 年度	[終了予定]	- 年度	
	根拠法令等	法令(義務)	[法令等名]	児童福祉法第18条の3、第19条、台東区療育相談事業実施要綱			
	事業対象	区内に居住する発達の遅れ・障害が疑われる乳幼児					
	事業目的	①発達の遅れ・障害がある児の早期発見・早期療育。 ②必要時に専門療育機関を紹介する。 ③発達の遅れ・障害のある児の保護者の不安軽減、受容、親子の愛情形成等の効果を得る。					
	事業内容	乳幼児健診の結果や保護者からの相談等により、精神、運動、言語等に遅れ・障害が疑われる児に対し ①小児神経科医師の診察、心理相談員・言語療法士・作業療法士による個別指導を毎月1回実施する。 ②言語療法士による集団指導を毎月1回実施する。 ③言語療法士による個別相談を毎月1回実施する。					
	委託の有無	なし	委託内容				
	補助金の有無	なし					
<b>事務事業の実績</b>	種別	指標の名称	(単位)	目標値 (29年度)	24年度	25年度	26年度
	活動指標	相談実施回数	回	48	49	49	49
		相談者人数	人	400	428	397	370
	成果指標						
	決算額	(単位：千円)			1,443	1,443	1,471
	事務事業コスト	人にかかるコスト(人件費など)			9,996	8,607	8,416
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			1,390	1,390	1,418
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			53	53	53
		総経費			11,439	10,050	9,887
	財源項目	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			0	0	0
その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			0	0	3,462		
一般財源(区負担額)			11,439	10,050	6,425		
前回評価から改善した事項	保健所の発達相談(集団)から、幼稚園への支援のながれをつくるため、園へのお便り(支援シート)を作成した。継続した支援の仕組みづくりのひとつとなった。						
<b>評価の視点</b>	評価	評価の理由					
	必要性	4	乳幼児健診や育児相談等の場面での児の様子や保護者の訴えから、発達の遅れや障害の疑いに関する相談が増加している。身近な場所である保健所・保健センターの相談の必要性は高い。				
	効率性	3	相談事業につながったケースについては、保健所・保健センター各相談事業が連携しており、必要な相談に有効につながられ、それぞれのケースに適した支援が行えているものとする。				
	手段の適切性	3	事業終了後、専門職とともに児の様子を見極め、今後の方向性を確認し、継続相談を続けるのではなく、状態に応じて相談終了・療育機関の紹介を行っている。早期に療育が必要な場合もあるが、発達相談を介することにより、保護者の理解・受け入れをサポートする機会として有効である。				
	目的達成度	3	相談につながったケースは、発達の遅れや障害の疑いなどに関して専門職によるフォローや適宜療育機関への紹介が行われている。しかし、相談につながらないケースもあり、関係機関と連携した対応の検討が必要であると考える。				
[評価の理由](区民生活への影響を十分考慮すること)					評価結果	今後の方向性	改善 拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了
発達の遅れ・障害の疑いのある児への支援を行うために、乳幼児健診等から円滑に専門相談につながられる身近な相談の場として、この事業を継続していくことが必要である。今後も継続した支援を実施するために、関係機関との連携強化(仕組みづくり)をはかる。							